| | |
|---|---|
| 名護農林水産センター | ［略］ |
| 宮古島農林水産センター | ［略］ |
| 石垣農林水産センター | ［略］ |
| ［略］ | |

八　特定第一種水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること（届出採捕者及び特定第一種水産動植物等取扱事業者に対する勧告等に係るものに限る。）。

九　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

| | |
|---|---|
| 名護農林水産センター | ［同上］ |
| 宮古島農林水産センター | ［同上］ |
| 石垣農林水産センター | ［同上］ |
| ［同上］ | |

八　特定第一種水産動植物等の取引等に係る情報の記録及び伝達に関すること（勧告等に係るものに限る。）。

九　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

この府令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条の規定　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）の施行の日（令和七年六月二十六日）

二　第三条の規定　漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第六十六号）の施行の日（令和八年四月一日）

**○内閣府令第三十一号**

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

内閣総理大臣　石破　茂

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

**第一条**　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （流動負債の区分表示）<br>**第四十九条**　［略］<br>2　［略］<br>3　第一項第七号の未払法人税等とは、法人税、地方法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）、事業税及び特別法人事業税の未払額をいう。<br>［4～6　略］<br>（当期純利益又は当期純損失）<br>**第九十五条の五**　次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した科目をもつて、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に記載しなければならない。<br>一　当該事業年度に係る法人税、地方法人税、住民税並びに利益に関連する金額を課税標準として課される事業税及び特別法人事業税（以下「法人税、住民税及び事業税」という。）（次号に掲げる項目に該当するものを除く。）<br>［二・三　略］<br>［2～4　略］ | （流動負債の区分表示）<br>**第四十九条**　［同上］<br>2　［同上］<br>3　第一項第七号の未払法人税等とは、法人税、地方法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう。以下同じ。）及び事業税の未払額をいう。<br>［4～6　同上］<br>（当期純利益又は当期純損失）<br>**第九十五条の五**　［同上］<br>一　当該事業年度に係る法人税、地方法人税、住民税及び利益に関連する金額を課税標準として課される事業税（以下「法人税、住民税及び事業税」という。）（次号に掲げる項目に該当するものを除く。）<br>［二・三　同上］<br>［2～4　同上］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。